

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名
	区分	分野							
61	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準の見直し	<p>国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準のうち、共同調理場に係る配置基準を規模に応じた配置基準に見直すよう求める。</p> <p>例、 【現状】「1,500人以下、1」「1,501～6,000人、2」「6,001人以上、3」のところを、「1,500人以下、1」「1,501～4,000人、2」「4,001人以上は2,000人ごとに1を加算」、など。</p>	<p>当市では小学校28校のうち、7校は自校式、21校は共同調理場方式(2場で学校給食を提供している。また、国の配置基準により、栄養教諭及び学校栄養職員が、自校式7校には4人(児童数551人以上は4校)、共同調理場には4人(児童数1,501人～6,000人の共同調理場2場のため、2人×2)が配置されている。</p> <p>共同調理場はともに設置から40年以上が経過し、老朽化が著しく、かつ耐震性能が不足しているため、統合・移転を検討している。また、当市においても、全国や県内で実施が進む中学校完全給食を実施するため、新たな共同調理場を1場整備し、小学校21校(約9,000食)に加え、中学校15校(約7,000食)にも給食をできるように検討している。</p> <p>新たな共同調理場では、これまでの小学校分の給食管理業務(栄養管理、衛生管理、検食・保存食対応、調理指導等)に加えて、中学校分の給食管理業務が必要となるほか、アレルギーに関する児童・生徒への対応にも万全を期す必要がある。さらに、栄養教諭を中核とした食育のネットワークを構築し、各学校の食に関する指導(給食の時間を使った指導や教科と連携した指導)等も展開する必要がある。このことから、給食管理業務のうち栄養管理以外の栄養士業務は、学校数や児童・生徒数に応じた業務量になるため、調理場を集約しても、学校栄養職員等を減らすことはできず、むしろ体制を強化する必要がある。</p> <p>しかし、2場の共同調理場を統合することで、現在の学校栄養職員等の4人の配置が、基準(6001人以上は3人)により1人減るだけでなく、新たに開始する中学校給食に対応する職員が事実上配置されないことになる。上記の業務を3人で対応することは物理的に不可能であり、安全・安心な給食の提供等が担保されないことから、公共施設の効率的な再編等を検討する上でも大きな支障となっている。(例えば1つの土地に調理場を3場整備した場合は基準により最大8人配置されることになるが、効率的に1場整備した場合は3人しか配置されないことになる。)</p>	<p>基準の見直しは、既存の調理場の統合等を進めた場合にも安全・安心な学校給食の提供や一定レベルの食育環境を担保することができ、少子・高齢化社会の進展や厳しい財政状況に対応した公共施設の再編等を検討しやすくなる。</p> <p>また、老朽化した自校式の調理場や共同調理場を抱える多くの地方自治体にとっても、給食の提供や食育に不安なく統合等の検討を進めることができることと、持続可能な行財政運営に資するものと考えられる。</p>	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	文部科学省	平塚市、神奈川県

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
61	盛岡市、花巻市、宮城県、福島県、いわき市、栃木県、川崎市、福井市、長野県、上田市、浜松市、沼津市、豊橋市、豊川市、豊田市、新城市、知立市、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、鳥取県、高知県、飯塚市、長崎市、熊本市	<p>○ 当市も共同調理場により学校給食を小中学校に提供しているが、平成30年度より児童生徒数が6,001人を下回り、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により栄養教諭・学校栄養職員の配置が3人から2人に減少したため、教育指導等の食育活動を見直さざるをえなくなった。アレルギー対応食実施者も当初から3倍に増えて、毎月のアレルギー対応食予定献立表等の書類作りの事務量も負担となっている。安心安全な学校給食を提供するために、国の責任で栄養教諭・学校栄養職員の配置基準の一本化を行ってほしい。</p> <p>○ 当県においては、6,001人以上の大規模共同調理場はないが、1,500人以下の共同調理場が39ある。そのうち、配給先の学校が5校以上の共同調理場が16あり、学校での食育指導やアレルギー対応等は容易でない。共同調理場の統合等を含め、アレルギー対応や食育指導については、学校単位で行うものであり、定数の算定基準を食数ではなく学校数にする等の見直しが必要と考える。</p> <p>○ 当市の状況は、令和2年6月現在、共同調理場方式(2場、およそ2,000食と1,800食)及び自校式(3校、合計およそ1,200食)で学校給食を提供している。共同調理場には栄養教諭が2人ずつ、自校式には1人の栄養教諭及び1人の学校栄養職員(市雇用)が配置されており、現在の配置基準を満たしている。ただし、令和2年7月に自校式のうち1校を受配校に切り替えるため、自校配置の学校栄養職員は今年度をもって退職予定である。</p> <p>当市では、除去食対応を含め、多種多様な食物アレルギー対応が必要で深刻なケースの児童生徒が多数いる。特に兼務を余儀なくされる自校式の栄養教諭については、学校を往復したり連絡を頻繁に行うことが多い。異物混入対応についても同様である。</p> <p>また、共同調理場の栄養教諭にしても同様で、受配校間の移動距離があるため、給食指導や食物アレルギー対応、異物の対応も含め、厳しい状況である。</p> <p>市内の児童生徒数は年々減少しており、数年後には共同調理場でも1,500食を切る見込みである。このため、現状の配置基準では減員となるが、受配校数は減少しないため、業務内容は変わらないままである。年々、栄養教諭に求められる業務内容は増え、また多岐にわたるため、すべての学校に同じ対応が行えなくなる。</p> <p>○ 当市において、共同調理場の統廃合を予定している。学校数の変更は無いが、共同調理場の食数変更により栄養教諭1名減の算定となる。</p> <p>栄養教諭の配置基準、現在の6,001名以上一律3名から、児童生徒人数に応じた基準に変更することで、一定レベルの食育環境を担保することができる。</p> <p>○ 児童生徒の食物アレルギーや食生活の乱れなど、栄養教諭の抱える課題は、増加し深刻になっています。このような状況から、国の定める配置基準では、児童生徒に寄り添う柔軟な対応ができないこともあり、苦慮しています。</p> <p>○ 当市においても、2献立を調理する調理場の設置や、アレルギー対応給食の実施など、給食管理に係る業務が増大する一方、食育活動の一層の推進も図る必要がある。現状の配置基準による人数では、栄養教諭に求められる役割を果たすためには不十分であると認識している。ただし、栄養教諭の配置基準の算定方法は、全国一律に適用するのではなく、地域の特性に応じた柔軟な基準を設定することが望ましいと考える。</p> <p>○ 栄養教諭等の配置基準が定められて以降、栄養教諭等に求められる業務内容及び責務が増加しており、当市においても配置基準による弊害が生じている。</p> <p>特に、食物アレルギー対応に多くの時間を要しており、詳細献立の作成、保護者面談等、安全に給食を提供するための対応に多くの時間を要している状況である。</p> <p>また、衛生管理責任者としての業務の他、様々なニーズに対応した食に関する指導の実施や、個別指導(肥満等)など、業務は増加する一方である。</p> <p>なお、現状の配置基準では、児童生徒数が基準となっているが、当市のように小規模の自治体では、1校当たりの児童生徒数が少ないものの、学校給食センターの受配校数は多い状況であり、その場合、食に関する指導回数は、年間30回を超えている状況である。(例:1学校給食センター5校、約1,000人。)</p> <p>これらのことを考慮し、当市から県教委へ栄養教諭の加配要求を行っているが、実現されていない。</p> <p>○ 給食センターの設置数を3箇所から2箇所へと統合を行った市町村がある。現行の栄養教諭の配置基準では、5名から4名となり、統合をする中で、統合後も安心・安全な給食の提供等を行っていく上で懸念される大きな要因となっている。</p> <p>1給食センターあたり1500人以下であっても5校以上に給食を提供している共同調理場があるが、自校給食の場合と比べて学校を訪問できる回数に制限がでている状況であり、どの学校に通学しても、同様の教育を提供したい。</p> <p>中学校給食の実施及び小学校給食調理室の老朽化等の課題を踏まえ、給食の実施方式について検討を重ねた結果、現行の給食水準の維持、中学校給食実現までのスピード感と費用面の優位性から、民設民営のセンター方式を導入した事例がある。配置基準の対象とはならないものの、献立の作成や食育の推進、食物アレルギーを持つ児童生徒への対応は行う必要があり、全域的にやりくりしながら、栄養教諭を配置している状況であるが、学校給食法等の規定を踏まえ、児童生徒に適切な給食及び食育を実施したい。</p> <p>○ 学校給食センターの学校栄養職員等の役割は、安全・安心な給食を提供できるよう給食管理を行うこと、食物アレルギー対応を適切に行うこと、各学校へ赴き生徒たちへの食育指導を行うこと、学校給食を活用した食育の推進を図ることである。</p> <p>当市においては、これらの業務を円滑に執行するためには、10,000食以上のセンターには国の定数より栄養士の人数が必要と考え、国の定数より多く配置している。</p> <p>大規模な学校給食センターにおいては、子どもたちの命を守るための食物アレルギーの対応は重要であるとともに、検収から配缶まで多くの調理員への的確な指示を行い安全・安心な給食を提供するためには、現状の国の定数の見直しが必要と考える。また、学校給食を活用した食育を推進するためにも各学校へ赴く時間も必要となり、栄養士の定数を見直していただきたい。</p> <p>当市の学校給食センターについて 炊飯設備を設置し、南部15,000食(22校)、中部10,000食(14校)、北部6,000食(12校)の提供を行なえる施設であり、食物アレルギー対応の除去食と10,000食以上を提供するセンターでは1日2献立を調理している。</p> <p>○ 当市においては、自校方式及び親子方式による給食を実施する中、学校配置の適正化と共に調理場の親子方式への統廃合に取り組んでいるものの、配置基準に基づく人数では全調理場に県費負担の栄養教諭等を配置できず、市職員の追加配置により対応せざるを得ない状況である。また、市職員を配置する場合にも、厳しい財政状況の下、会計年度任用職員としての配置に拠らざるを得ず、給与水準等、十分な雇用条件を確保できずに募集・採用に苦慮している。</p> <p>○ 当市における栄養教諭及び学校栄養職員の配置は105校中30校(32名)にとどまっている。また、食物アレルギー対応については、対応を希望する児童生徒数の増加に伴い、詳細な献立表の配布や除去食での対応を行っているが、除去食での対応は栄養教諭等の確実な指導等を原則としているため、学校間で対応に違いがある。特に共同調理場では、受け持つ学校数が多いため、栄養教諭一人あたりの食育指導や食物アレルギーの対応人数が過大となっている。</p> <p>○ 栄養教諭制度が定着し、栄養教諭を中核にした食育の推進を学校現場が求めているが、依然として栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は栄養教諭制度制定前と同じであり、提案にある支障事例と同様に、給食センター化により栄養教諭の定数が減る現状の中で、給食管理に多くの時間が取られている。</p> <p>食育推進計画等で児童生徒に向けた多くの目標が掲げられるが、現場のニーズと合っていない。</p> <p>○ 当市の第二学校給食センターは小学校14校(児童数5,490名)を担当し、栄養教諭及び栄養職員が2名配置されている。老朽化が著しくアレルギー対応ができないため、令和5年度稼働予定で新学校給食センターの改築を進めています。新たな給食センターでは通常の給食管理・栄養管理業務、食育に加えアレルギー対応業務が必要になります。</p> <p>少子化による児童数減少により、令和元年度栄養教諭及び栄養職員の配置数が3名から2名になり、学校数は同数のままで一人当たりの業務量は増加している状況です。新たに加わるアレルギー対応と食育の展開を進めるためには、体制を強化する必要があり、2人体制で業務を行うには物理的に困難で、安全安心な給食の提供が担保されません。</p> <p>○ 学校数が多く、共同調理場化が進んでいる県では、学校数に対して配置される栄養教諭等が少なく、食育の取組が進まない。</p> <p>特に学校数が多い市部では栄養教諭等一人当たりが担当する学校が多く、加配がない場合5～9校、(加配を含めても4～7校)を一人で担当する必要があるなど、学校における食育が十分に推進されない状況にある。</p> <p>○ 当市においては、今後、既存の2つの共同調理場や18の単独調理校を、新たに整備する共同調理場(13,000食対応)に集約化することを計画している。</p> <p>新たに整備される共同調理場に配置される栄養教諭は、既存の2つの共同調理場4人(各2人)と単独調理場5人の計9人から、基準上では3人となるが、食数の多さや今後のアレルギー対応を考慮すると、3人では安心・安全な給食の提供が担保できるのか懸念している。</p> <p>○ 共同調理場においても、アレルギーに関する児童・生徒への対応、各学校の食に関する指導を展開する必要があり、食に関する指導は学校数や児童・生徒数に応じた業務量になるため、調理場を集約しても、学校栄養職員等を減らすことはできず、むしろ体制を強化する必要がある。</p>	<p>栄養教諭等の定数については、これまでも計画的に配置改善を図ってきたところである。また、近年においては児童生徒に対する食の指導の充実を図ることができるよう、共同調理場の配置基準の引き下げを念頭にした加配定数の措置を行っている。令和3年度予算案においては、小学校の専科指導に積極的に取り組む学校の支援や、小学校第2学年の学級編制の標準の引下げに伴う教職員定数の充実に必要な経費を盛り込んでおり、引き続き、学校の指導運営体制の効果的な強化・充実に取り組んでまいりたい。</p>

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
125	B 地方 に対する 規制緩和	教育・ 文化	へき地における 複式学級に係る 基準の緩和	この学年の児童で編制する学級の児童の数十六人を八人に緩和すること。	<p>① 本町のへき地小学校の児童数は減少を続け、1つの学年で1つの学級を維持するのが厳しい状況であり、複式学級が2学級生じていること。</p> <p>② 児童数の減少による複式学級の存在は、地区保護者が校区から町の中心部か町外へ転出する要因になるなど、へき地小学校区の過疎化にさらに繋がること。</p> <p>③ ②によって、へき地小学校区は住民の高齢化に一層拍車がかかり、地区にある小学校の存続が危ぶまれること。</p> <p>④ 平成27年4月から町内5つの中学校を1つに統合したところであるが、地域コミュニティにおける小学校の存在は地域内活力に果たす役割が非常に大きく、また、広い町域を考えた時に、小学校の統合は児童のスクールバス通学への負担(特に低学年)が相当心配されること。</p>	<p>① 1つの学年による1時間の授業は、児童と一人の教員が共に学び合える授業の実施ができ、機会均等に沿う児童の学ぶ権利を保障し、将来持続可能な社会の創り手・担い手となる教育の質を確保できること。</p> <p>② 複式学級の解消は、保護者・住民の子どもへの学びの不安を解消し、校区の住民・保護者にとって地域で暮らし続ける大きな要件の一つになるとともに、小さな拠点の形成に繋がること。</p> <p>③ 6学年が各学年とも単学級による小学校の存在は、校区の住民にとって生き甲斐となり、住民の学校への協力や子どもへの見守りなど、学校・家庭・地域の密接な連携が保たれるとともに、子どもの人間的な成長に重要な役割を果たすこと。</p>	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第2項	文部科学省	東吾妻町

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
125	旭川市、福島県、栃木県、群馬県、京都市、大阪府、兵庫県、徳島県、長崎市、壱岐市	<p>○当県では、小学校4学級以下校及び特別支援学級を有する5学級校に、複式解消特配を配置し、8人以下の実学級編制を行っている。複式解消特配が配置されない学校は、自助努力で複式解消するしかないため、複式解消されていない学級もある。また、中学校においては、複式解消特配は配置していないため、自助努力で複式解消を行っている。</p> <p>へき地学校における児童生徒数が減少する中、目標、内容、標準時数が異なる各学年の教育課程に応じたきめ細かで質の高い授業を行い、児童生徒一人一人の能力を十分に伸ばすためには、複式学級に係る学級編制の基準を緩和する必要性が生じている。</p> <p>○複式学級において多くの児童に対応することは、学習の定着を図るうえで、1つの学年だけに時間をとる事ができず、また、人数が多いと一人一人の児童の理解状況に応じて授業を進めることができないなど、児童に対して十分な指導・支援ができない時がある。</p> <p>○当県においても、児童生徒の減少により学校の小規模化等は進み、複式学級は今後も増えてくる見込みである。複式学級の編制基準が緩和されれば、2学年分の教材研究や校務分掌などで多忙を極める教員の負担軽減等を図ることができる。</p>	<p>小規模校における教育上の課題の解消は重要なものと受け止めており、複式学級が置かれるような小規模な学校において、実質的な複式学級の解消にも活用可能な加配定数の措置を行っている。令和3年度予算案においては、小学校の専科指導に積極的に取り組む学校の支援や、小学校第2学年の学級編制の標準の引下げに伴う教職員定数の充実に必要な経費を盛り込んでおり、引き続き、学校の指導運営体制の効果的な強化・充実に取り組んでまいりたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
150	B 地方 に対する 規制緩和	医療・ 福祉	肝がん・重度肝 硬変治療研究促 進事業の制度簡 素化	肝がん・重度肝硬変治療 研究促進事業について、 事務の簡素化に資するよ う、保険法令上の特定疾 病給付対象療養の位置づ けを変更し、患者が理解 しやすい明快な制度とす ること。また、これによ り保険者による所得認定 を不要とし、速やかな認 定を可能とするととも に、医療機関や患者の負 担となる「入院医療記録 票」を廃止すること。	【制度改正の必要性】 本事業は平成30年12月から開始しているが、全国的に申請者数が当初 の見込みを大幅に下回っており、当県においては、令和2年3月現在 で当初見込み173人に対し、申請2件、認定1件となっている。 その原因の一つとして、制度が複雑であることが挙げられ、次の支障 が生じている。 【支障事例】 ①重篤な患者を対象としているにも関わらず、認定に時間を要するた め、当県では、申請者が認定手続中に死亡し、助成を受けられない ケースが発生した。 ②申請書類が年齢及び所得区分等により異なり、複雑である。また、 「入院医療記録票」の作成・交付が医療機関の負担となっている。 【医療機関及び患者からの意見・要望等】 ・厚生労働省は、患者の拾い上げや説明を医療機関の役割としている が、医療機関がそれを行うことは容易ではなく、医師と事務方が協力 して、患者を発見するための体制を整える必要がある。対象患者がほ ぼゼロに近い本事業のために、大きな労力をかけることはできない (医療機関) ・所得要件がある限り、医療機関が対象患者を容易に把握することは できない。(医療機関) ・もう少し単純で、申請のメリットを感じられ、高齢者でもわかりや すいものにして欲しい。(患者)	本事業の活用が図られるとともに、患者 や医療機関の負担軽減となる。	肝がん・重度 肝硬変治療研 究促進事業実 施要綱(「肝 がん・重度肝 硬変治療研究 促進事業につ いて」平成30 年6月27日付 け健発0627第 1号厚生労働 省健康局長通 知の別添)	総務省、財務 省、文部科学 省、厚生労働 省	茨城県、福 島県、栃木 県、群馬 県、新潟県

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
150	宮城県、長野県、豊田市、大阪府、兵庫県、神戸市、福岡県、長崎県、沖縄県	<p>○本事業の利用を拡大するためには、単に助成対象を拡大するだけでなく、以下により制度を簡素化することにより、患者や医療機関にとって理解しやすく、かつ制度を運用する都道府県の事務処理を効率化する必要がある。</p> <p>【保険法令上の位置づけの変更】 本事業が特定疾病給付対象療養（健康保険法施行令第41条第7項）に位置付けられているため、新規申請の際に保険者の認定（保険者照会）が必須となっているが、この手続きだけで2週間程度を要し、参加者証の迅速な交付の障害となっている。したがって、本事業の位置づけを特定給付対象療養に変更し、保険者照会を廃止することが必要である。</p> <p>【所得要件の廃止】 現行制度では所得要件の確認のために、加入する医療保険、年齢、高額療養費の所得区分により申請時の添付書類が異なっており、患者が制度を理解しづらく、かつ患者に制度を説明する医療機関の負担が大きい原因となっている。所得要件を廃止し、制度の簡素化を図る必要がある。なお、所得要件の廃止後も自己負担限度月額は一律の金額としなければ、制度の簡素化にはつながらないことにも留意する必要がある。</p> <p>【入院医療記録票の廃止】 本事業の要件の1つである過去12か月以内に4月以上の入院を確認するため、医療機関が入院医療記録票を作成している。肝がんは5年再発率が70～80%と極めて高く、中長期的に見れば患者の経済的負担が大きい。1回の入院期間は数週間～1か月程度の場合が多く、これが本事業による助成が進まない原因の1つとなっている。入院医療記録票を廃止し、一度認定されれば過去の入院月数に関係なく助成するなど、患者が利用しやすく、かつ医療機関の負担の小さい制度とする必要がある。</p> <p>○制度が複雑であることは患者団体や医療機関から指摘されており、制度の簡素化は必要であると考えます。</p> <p>○医療機関から対象患者に対して制度の紹介・説明がないと申請に繋がっていない（申請は数名にとどまっている）。</p>	<p>医療保険制度における特定疾病給付対象療養は、患者負担の軽減に加え、治療研究の促進もあわせて実施する療養として、治療方法・診断方法の確立などにより医療の質の向上が図られるなど、医療保険制度やその加入者においても効果が期待できるものについて、所得区分に応じた限度額を適用した上で公費助成を行っている。</p> <p>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業は、長期にわたり療養を要するという肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえて、患者の医療費の負担軽減を図るとともに、治療効果、患者の生命予後や生活の質を考慮し、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築する事業であることから、所得区分に応じた限度額を適用しているものであり、現行の取扱いを事務手続の簡素化の観点から変更することはできない。</p> <p>入院医療記録票については、給付を行う上で対象要件を満たしていることを確認するために必要不可欠なものであり廃止は困難であるが、今般の事業の見直しに合わせ、令和3年度から記載事項を簡素化することとしている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
185	B 地方 に対する 規制緩和	教育・ 文化	栄養教諭等の配 置基準の見直し	小中学校における栄養教 諭等の配置基準を見直 し、給食の実施方法に関 わらず、栄養教諭等を各 校1名ずつ配置するよう 定数改善を行うべきであ る。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校数が多く、共同調理場化が進んでいる県では、学校数に対して配置される栄養教諭等が少なく、食育の取組が進まない。 ・特に学校数が多い市部では栄養教諭等一人当たりが担当する学校が多く、加配がない場合5～9校、(加配を含めても4～7校)を一人で担当する必要があるなど、学校における食育が十分に推進されない状況にある。 ・令和2年度は、配置基準による定数に加えて10名の国庫負担職員が配置されているが、加配の場合、次年度の保障がないため非正規職員を配置せざるを得ないなど、特有の課題がある。 	食に関する指導と学校給食の一層の充実 につながる。	栄養教諭・学 校栄養職員の 配置基準(公 立義務教育諸 学校の学級編 制及び教職員 定数の標準に 関する法律 第8条の2) <単独校の場 合> ・550人以上の 学校:1人・ 549人以下の学 校:4校に1人 <共同調理場 を設置してい る場合> ・1500人以 下:1人・1501 人～6000人:2 人・6001人以 上:3人	文部科学省	鳥取県

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
185	札幌市、旭川市、盛岡市、宮城県、福島県、神奈川県、川崎市、上越市、長野県、上田市、浜松市、豊田市、京都市、福知山市、大阪府、大阪市、高槻市、加古川市、香芝市、米子市、徳島県、香川県、高知県、久留米市、飯塚市、長崎市、吉崎市、熊本市	<p>○調理場の集約化（共同調理場化）を図る場合、調理業務の合理化が見込める半面、栄養教諭の配置が減少してしまう可能性があるなど、食育の面で後退してしまう恐れがある。</p> <p>○当県においても、1,500人以下の共同調理場が39ある。そのうち、配給先の学校が5校以上の共同調理場が16あり、学校での食育指導が容易でない。食育指導については、学校単位で行うものであり、定数の算定基準を食数ではなく学校数にすることで、実態に応じた定数措置になると考える。</p> <p>○当市は親子方式を基本に単独調理様式を併用しつつ、小中全校において学校給食を実施しており、親学校及び単独調理校のすべてに栄養教諭又は栄養士を配置している。</p> <p>一方、国の配置基準では、児童生徒数が550名以上は1人校、549名以下は0.25人校とされているが、549名を下回る学校が相当数あり、当市の実態と乖離が生じている。</p> <p>○当県においても、食育の重要性に鑑み、今後、栄養教諭の配置拡大を図っていく必要があると考えているが、配置拡大に当たっては、現在の栄養教諭の業務内容や学校現場における役割等を踏まえて、当県として適正な配置数を検討する必要があると、本提案の配置基準に基づく配置数が適当かどうか検証が必要。</p> <p>○現在、当市では共同調理場が2つあり、栄養教諭等の配置は研究加配を含めても5名である。学校数は小・中学校で25校あり、各校への食に関する指導が十分出来ていない。</p> <p>○当市では令和2年9月から新たな共同調理場の稼働により6中学校において給食開始を予定している。また、令和3年9月から新たな別の共同調理場の稼働により4中学校において給食開始を予定している。2つの共同調理場の稼働により、左記の具体的な支障事例と同様の問題が生じることになる。</p> <p>○（現状） 当市では単独校の栄養教諭6名のうち5名が1人あたり3校を担当し、1名が2校を担当している。法基準により今年度から1名減となった。共同調理場方式の栄養教諭は5名おり、5名で3つの給食センター（配食先15校）を担当している。</p> <p>（支障事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応が必要な児童生徒が年々増えており、給食における対応が煩雑化している。保護者との面談時間も十分にとることができず、複数校担当していると、実際のアレルギー除去食作成やチェックが調理員任せになってしまっている。 ・食に関する指導についても、複数校担当していると十分に指導できない。担当校によっては年に数回給食の時間に訪問するだけなので、児童生徒の実態把握や食育指導が困難である。 ・事務作業やアレルギー対応に追われ、調理室の衛生管理等の業務が疎かになってしまう。 ・本来の業務にある肥満や痩身傾向の児童生徒の個別指導など、指導計画を立てて取り組むべきだと思うが、今の状況では1人の栄養教諭が受け持つ児童生徒数が多すぎて対応できない。 <p>○当市においても、2献立を調理する調理場の設置や、アレルギー対応給食の実施など、給食管理に係る業務が増大する一方、食育活動の一層の推進も図る必要がある。現状の配置基準による人数では、栄養教諭に求められる役割を果たすためには不十分であると認識している。ただし、栄養教諭の配置基準の算定方法は、全国一律に適用するのではなく、地域の特性に応じた柔軟な基準を設定することが望ましいと考える。</p> <p>○549人以下の単独調理場の場合、栄養教諭は本務校以外に3校を兼務することになり、上述のきめ細かな対応が十分にできない。</p> <p>また、市町合併などにより共同調理場が増加しているが、栄養教諭の配置は単独調理場に比べて少人数であるため、担当する学校数が多くなり、結果として食に関する指導を十分に行えない現状や、すべての食物アレルギーに対応した給食の提供ができていないという実状がある。</p> <p>昨年度、1市2町が連携し共同調理場を設置した結果、栄養教諭の定数が5人から2人に減少し、19校215学級4,534人の児童生徒を2人で指導することとなった。</p> <p>○食に関する指導や学校給食のより一層の充実を図るため、栄養教諭及び学校栄養職員（以下、「栄養教諭等」）は重要な役割を果たしているが、その配置基準については、平成13年の義務標準法改正以降、見直しが行われていない。</p> <p>少子化の進展に伴い学校規模が縮小する中、給食単独実施校に栄養教諭等が1人配置となる基準（児童・生徒数550名以上）を割り込む学校が増加しており、栄養教諭等の配置に係る自治体負担の増加に加え、安定的な採用及び人材育成にも支障を来している。特に当県においては、栄養教諭等の1人配置基準となる児童数550名前後の小学校数割合が全国に比して高く、少子化による栄養教諭等の配置数への影響を顕著に受ける構造となっている。</p> <p>また、共同調理場による給食実施校においては、学校数に関わらず、児童・生徒数のみにより配置基準が定められているため、栄養教諭等を学校へ配置することが困難である。</p> <p>○当団体でも域内各団体から提案団体と同様の意見を聞いているほか、食物アレルギー対策や、給食指導、給食の時間における指導を効果的に個別的な相談指導までつなげるためには、各校に栄養教諭を配置する必要があると考える。</p> <p>当団体では今後の採用は基本的にすべて栄養教諭を配置することとしており、栄養教諭の産育休等のやむを得ない場合のみ臨時的に学校栄養職員を配置している。</p> <p>給食の衛生管理・食育に支障がでているのは、学校栄養職員の配置か栄養教諭の配置かではなく、標準法で栄養教諭の配置が定められていないことが原因であるので、標準法及び学校教育法の改正が必要と考える。</p> <p>○当市における栄養教諭及び学校栄養職員の配置は105校中30校（32名）にとどまっている。また、食物アレルギー対応については、対応を希望する児童生徒数の増加に伴い、詳細な献立表の配布や除去食での対応を行っているが、除去食での対応は栄養教諭等の確実な指導等を原則としているため、学校間で対応に違いがある。特に共同調理場では、受け持つ学校数が多いため、栄養教諭一人あたりの食育指導や食物アレルギーの対応人数が過大となっている。</p> <p>○栄養教諭制度が定着し、栄養教諭を中核にした食育の推進を学校現場が求めているが、依然として栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は栄養教諭制度制定前と同じであり、提案にある支障事例と同様に、給食センター化により栄養教諭の定数が減る現状の中で、給食管理に多くの時間が取られている。</p> <p>食育推進計画等で児童生徒に向けた多くの目標が掲げられるが、現場のニーズと合っていない。</p> <p>○当市の第二学校給食センターは小学校14校（児童数5,490名）を担当し、栄養教諭及び栄養職員が2名配置されている。老朽化が著しくアレルギー対応ができないため、令和5年度稼働予定で新学校給食センターの改築を進めています。新たな給食センターでは通常の給食管理・栄養管理業務、食育に加えアレルギー対応業務が必要になります。</p> <p>少子化による児童数減少により、令和元年度栄養教諭及び栄養職員の配置数が3名から2名になり、学校数は同数のままで一人当たりの業務量は増加している状況です。新たに加わるアレルギー対応と食育の展開を進めるためには、体制を強化する必要があり、2人体制で業務を行うには物理的に困難で、安全安心な給食の提供が担保されません。安全安心な給食の提供、一定レベルの食育環境を担保のため、栄養教諭及び栄養職員の配置基準を、現状「1,501～6,000人、2」「4,001人以上は2,000人ごと1を加算」を「1,501人以上は1,500人ごと1を加算」に実情に即した配置基準に見直ししていただきたい。</p> <p>○栄養教諭が各校に1名配置されていない現状では、栄養教諭1名あたり2～3校を担当している現状である。給食のアレルギー対応や食育推進といった業務については、栄養教諭が担当するが、業務量が過大であり、専門ではない教諭等が業務を一部担当している。アレルギー対応については、専門性が必要であり教諭が担当することについては、心理的負担が大きく、また働き方改革の面でも栄養教諭が担うべき業務であると考えるところであるので、栄養教諭の定数改善を行っていただきたい。</p> <p>○栄養教諭未配置校では、食育の取り組みが進まない。</p> <p>食物アレルギーを抱える児童生徒が増加する中、アレルギーのチェック、保護者との連絡等の業務を統括する栄養教諭は重要な役割を担っている。一方、栄養教諭未配置校では教職員への負担が益々大きくなっている。</p> <p>当市では今後、児童生徒数が減少傾向にあり、現制度では未配置校が増える。</p>	<p>栄養教諭等の定数については、これまでも計画的に配置改善を図ってきたところである。また、近年においては児童生徒に対する食の指導の充実を図ることができるよう、共同調理場の配置基準の引き下げを念頭にした加配定数の措置を行っている。令和3年度予算案においては、小学校の専科指導に積極的に取り組む学校の支援や、小学校第2学年の学級編制の標準の引下げに伴う教職員定数の充実に必要な経費を盛り込んでおり、引き続き、学校の指導運営体制の効果的な強化・充実に取り組んでまいりたい。</p>

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
216	B 地方 に対する 規制緩和	医療・ 福祉	幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費の多子世帯の判定に係る運用基準の見直し	幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費については、子どもの数に関わらず、いったん施設負担ののち措置費により補填する制度となるよう運営基準を見直す。	幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費の財源は、通常は県の措置費、多子減免が適用される場合は、市町村からの給付という違いがあるものの、いずれにせよ全て公費で負担される。児童養護施設入所者の副食費の免除に係る多子世帯の判定については、施設長が「保護者」として整理されるため、異なる施設に入所する場合は通算されず、また保護者のもとに戻るために長子の入退所が繰り返されたり親権者が異なるために苗字が違っている等の理由により、本籍地市町村へ戸籍の照会や児童養護施設に確認するなど判定が煩雑であり、市町村の負担となっている。 また、幼稚園にとっても給食費の徴収が複雑となり負担となっている。 (財源割合：県の措置費の場合→国1/2、県1/2、多子減免が適用される場合→新制度移行済の園は国36.9%、県31.55%、市町村31.55%ずつ、未移行の園は国・県・市町村1/3ずつ) そこで、幼稚園等に通園する児童養護施設入所者に係る副食費については、子どもの数に関わらず、いったん施設負担ののち措置費により補填する制度となるよう運営基準を見直し事務負担の軽減を図りたい。	多子判定に係る市町の事務負担が軽減されるとともに、幼稚園にとっても給食費の徴収に係る負担が軽減される。	児童福祉法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、特定教育・保育等に要する費用の算定に関する基準等の実施上の留意事項について、子ども・子育て支援交付金交付要綱、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について	内閣府、文部科学省、厚生労働省	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、松野町、高知県

管理 番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
216	宮城県、茨城県、新潟市、京都市、兵庫県、鳥取県、新居浜市	—	<p>現在、幼稚園等に通園する児童養護施設入所者における副食費については、年収360万円未満相当世帯や、所得に関係なく第三子以降の園児について、①子ども・子育て支援新制度対象の幼稚園等を利用する場合には、副食費徴収免除加算により、②子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園等を利用する場合には、地域子ども・子育て支援事業の実費徴収に係る補足給付を行う事業により免除を行っているところであるが、その見直しに当たって、現行の仕組みと児童入所施設措置費とで国と地方自治体、地方自治体間（都道府県と市町村間）における費用負担の割合が異なっていること等から、ご提案のとおり児童入所施設措置費で措置することは難しいと考えている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
220	B 地方 に対する 規制緩和	教育・ 文化	「特別支援学校 への就学奨励に 関する法律」に 基づく特別支援 教育就学奨励費 の定額支給化	「特別支援教育就学奨励 費」の学用品費等を定額 支給とすること。	<p>【現行制度】 「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料（令和元年度版）文部科学省」において国庫補助対象限度額一覧があり、その中で、学用品購入費については「実費」と定められている。また、同資料に対象経費の算定方法について記載があり、「保護者等が費用負担している実態について確認を行うこと。なお、確認方法については、レシート・領収書等による確認」とされている。</p> <p>【支障事例】 特別支援教育就学奨励費の支給事務について、支給対象額の算定のために事務担当者、教員、保護者に過度な負担が生じている。一つ一つの支給金額は数百円程度のもので多く、支給する金額に対して、事務担当者、教員、保護者の負担感が大きい。 特に、「学用品・通学用品」について、当県では、支給件数が年間20,000件弱となっているが、保護者が申請してきた品物について、教育課程上必要なものかどうか一つ一つ確認が必要であり、その都度教員への確認作業が生じている。 また、保護者には領収書、レシートなど、金額と支出したことを証明する書類の提出が必須とされているが、「雑貨」などと品物名がはっきり記載されないケースもあり、証拠書類として採用できないものもある。内容確認のための電話連絡や領収書の取り直しなど保護者に負担が生じている。 提出された領収書やレシートが、税抜きで記載されている場合や購入店舗のポイントを使用されている場合は、支給額算定時に再計算を要し、事務担当者の負担になっている。</p> <p>【制度改正の必要性】 本提案は、「制度の趣旨として定額支給になじまない」こと等を理由に関係府省との調整が行われなかった令和元年の提案の再提案事項である。 特別支援教育就学奨励費のほかにも、同じく保護者の経済的負担を軽減することを目的として、学用品費等を支給する「奨学のための給付金制度」や、「生活保護法に基づく教育扶助費（基準額等）」は、一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて定額支給とされている一方で、当該奨励費のみ「制度の趣旨として定額支給になじまない」として、実費支給とされ、過度に事務担当者や保護者に負担を負わせている状況は実情に合っていないと考える。</p>	支給額を定額とすることにより、支給金額の確認にかかる担当者の負担が軽減される。 また、保護者にとっても、レシート等の保存及び提出の必要がなくなり、負担が軽減される、住民サービスの向上が図られる。 加えて、領収書やレシートの提出・保管が不要となるので、添付書類の削減にも繋がる。	特別支援教育 就学奨励費負 担金等に係る 事務処理資料	文部科学省	埼玉県、さいたま市、川越市、越谷市、川口市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、深谷市、上尾市、草加市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、三芳町、毛呂山町、鳩山町、ときがわ町、皆野町、美里町、神川町、上里町、寄居町、山梨県、磐田市

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
220	<p>札幌市、八戸市、盛岡市、福島県、ひたちなか市、前橋市、春日部市、千葉市、神奈川県、横浜市、相模原市、新潟市、上田市、名古屋市、豊橋市、春日井市、福知山市、大阪市、兵庫県、神戸市、米子市、岡山県、広島市、防府市、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市</p>	<p>○特別支援教育就学奨励費（小中学校分）の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、保護者にレシートの提出等を求め、それを学校職員が確認後、教育委員会で支給金額を決定している。そのため職員は、レシートの内容及び金額を確認するなど、大変煩雑な事務処理を行っている。また、保護者は学用品等購入時のレシートの保存及び提出が負担となっている。定額支給にすることにより、支給金額の確認にかかる事務作業が軽減され、事務負担が大きく減る。また、保護者においては、レシート等の保存及び提出の必要がなくなり、負担が減るとともに、手続きの煩雑さから申請をしていなかった世帯にも支給が可能となり、制度の趣旨に沿った支給となる。</p> <p>○【支障事例】 当市においても制度対象者が年々増加する中で、「学用品費・通学用品費・新入学生用品費等」の支給に係る領収書・レシートの確認作業が、保護者及び学校、市教委それぞれにとって過大な負担となっている。保護者は、家庭の日用品と一緒に学用品を購入することも多く、購入単価が少額な際など大量にレシートを提出する必要があり、レシートの保管や、確認作業が過大な負担となっている。また、学校での一括購入品の確認についても、学校、学年ごとの購入品の他、個人ごとに購入する物も多く、一括購入品の購入実績の管理や、保護者から提出される領収書の整理等が学校にとって過大な負担となっている。また、市教委では3～4人の職員で、2千件超の支給確認を行っている状況であり、用途が判別出来ない物品については学校や保護者にその都度電話確認を行うなど、特に業務繁忙期においては、膨大な負担となっている。</p> <p>○保護者は領収書等を保管する必要があるほか、事務担当者も提出された全ての領収書等を点検しなければならないため過度の事務負担となっている。</p> <p>○特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、文部科学省が発行する「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」に対象物品を大まかに示しているのみであるため、学校は保護者から提出されたレシートを整理するとともに、購入物品が補助対象物品か逐一確認することにも時間を要する。</p> <p>○新たに特別支援学級に在籍することになった場合、レシート等を保管していないことが多く、明らかに購入していることが伺われる場合でも申請されないケースがある。また、保管していたとしても内訳が明示されていない領収書は採用できないため取り直しを求めているが、金額が小さいものは再提出されないことも多い。保護者にとってはハードルが高い学用品・通学用品となり、支給額に差が生じやすいため、公平性を保つためにも定額支給を求めている。</p> <p>○特別支援教育就学奨励費補助金の支給について、学用品等の購入に際してレシートを保管しなければならないという点で保護者への負担が生じている。毎年、レシートを失念してしまい補助金を受け取ることができない家庭が生じている。事務処理の面でも、補助対象となるか判断が難しい物品もあるため、定額支給とする方がよい。</p> <p>○特別支援教育就学奨励費（小中学校分）の学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、保護者に領収書等の提出を求め、それを教職員が確認後、教育委員会で支給金額を決定している。そのため教職員は、領収書等の内容及び金額を確認するなど、大変煩雑な事務処理を行っている。保護者は学用品等購入時の領収書等の保存及び提出が負担となっている。実際に購入していたとしても、領収書等を紛失した際には支給することができない。また、どの品目が支給対象となる学用品かの判断についても個別で判断することが多く、事務が煩雑化している。</p> <p>○当市においては「学用品・通学用品」の支給対象人数は、小中学校合計で約260人（学期ごとに支給するため延べ支給件数は約780件）であり、それら全てについて学校で領収書等のとりまとめを行い、担当職員が確認作業を行っているため、提案団体と全く同じ支障が生じている。学校への確認作業についても、対象者が所属する26校にそれぞれ確認をとらなければならないため職員の負担感が大きい。本制度には支給限度額が定められており、当市においては約260人中220人が限度額が支給されているため、定額支給となった場合、支給対象者への金銭的な影響は小さい一方で、事務担当者にとっては大きな負担軽減となることが見込まれる。</p> <p>○領収書・レシートの整理が煩雑であり、毎年事務担当者、教員、保護者らに負担が大きく、算定から支給までの時間、労力を費やしている。各店舗で使用できるポイントの種類が増え、実質負担した額を再計算するのが負担である。保護者にとっても、細かいレシートを保管し、定められた期間内に提出し、振り込みまでに時間を要するよりは、就学援助同様、定額支給の方が負担が少ない。</p> <p>○物品を購入する時期から補助の申請をするまでに一定の期間があるため、申請時のレシート等の添付を省略することについては、保護者の負担軽減につながる。また、提案団体と同様の支障事例があるため、職員の作業時間の短縮や保存文書の削減が望めると考えられる。</p> <p>○支給対象となる品物か、領収済みか（領収印の有無）等、支給対象額算定のためレシート・領収証等で一件一件確認作業が必要であり、事務担当者の負担が大きい。</p> <p>学年費から購入している場合には、保護者に領収書等が個別に出ない場合もあり、集金の際の通知や集金袋の領収印の確認など、領収書等に代わる関係書類の確認を取らなければならないと確認が取れない場合もあり、とりまとめの学校側の負担も多い。また、レシート・領収証等を紛失した場合や購入物品名が明確でない場合に、レシート・領収証等の再発行等の対応を保護者に求めることになり、保護者にとっても負担である。</p> <p>○特別支援教育就学奨励費（学用品・通学用品等）は、保護者からの領収書・レシートの提出がなければ支給できない。そこで、保護者には「購入内容がはっきりと分かる領収書・レシート」の収集及び保管が求められている。</p> <p>各特別支援学校には、保護者から、次のような苦情や改善要望が多数寄せられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障がいのある子供の養育に大変な状況にある。その上領収書・レシートをきちんと整理・保管しなければならないと、支給を受けるためとはいえ、過重な負担である。」 ・「家庭生活で用いる日用品と併せて購入した場合でも、対象となる学用品等は別に領収書・レシートをもらわなければならないと、それだけ余分に時間がかかる。」 ・「高等学校で支給されている奨学のための給付金制度は、定額支給で領収書の添付を義務づけておらず、制度間で不公平が生じている。」 ・「領収書に基づく支給は、現代のネット社会・キャッシュレス決済・ペーパーレス社会において、あまりにも時代遅れではないのか。」 <p>障がいのある子供を養育している保護者の負担を少しでも軽減するため、領収書の添付を要しない「定額支給」を導入する必要がある。</p> <p>○定額支給にすることにより、支給金額の確認にかかる事務作業が軽減され、事務負担が大きく減る。また、保護者においては、レシート等の保存及び提出の必要がなくなり、負担が減るとともに、手続きの煩雑さから申請をしていなかった世帯にも支給が可能となり、制度の趣旨に沿った支給となる。</p> <p>○当県においても、職員が、保護者から提出されたレシートや領収書の確認・集計をして支給事務を行っているため、膨大な作業量であり職員の負担となっている。また、保護者によってはレシート等の紛失もあり、証明書類がないため支給できないケースもある。</p> <p>学用品・通学用品はすべての児童が学校生活を送る上で必ず必要になってくるものであり、保護者は毎年、児童のために学用品・通学用品の一定額を負担していると考えられる。</p> <p>そのため、支弁区分に応じて定額支給化することにより、職員の事務軽減、保護者の負担の軽減につながると考える。</p>	<p>特別支援教育就学奨励費は、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、障害のある幼児児童生徒が特別支援学校等へ就学する特殊事情に鑑み、保護者等の経済的負担を軽減するための就学奨励制度であるが、障害のある幼児児童生徒においては、その障害の状態に応じて必要な支援の状況が異なっている場合があること等から、一律に定額で給付するのではなく、各費目毎に保護者の実費を確認しての支援となっている。</p> <p>そのため、学用品購入費についても、経費の支給に当たっては実費となっていることの確認が必要であるが、支障事例にもある通り、全ての幼児児童生徒に共通して必要となる物品も多くあることから、学用品購入費の執行状況や当該事務作業にかかる実態を踏まえた上で、提案の内容について引き続き検討して参りたい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
252	B 地方 に対する 規制緩和	教育・ 文化	「学校・家庭・ 地域の連携協力 推進事業費補助 金」の対象事業 の自由度の拡大	「学校・家庭・地域の連 携協力推進事業費補助 金」は、該当する7種の 事業について要綱で定め る対象経費の3分の1を 国が補助するものである が、全国自治体の申請額 の総額が国の予算額を上 回った場合には、国によ る査定が行われ、予算額 の範囲内で各自治体への 配当額が決定されてい る。査定に際しては、当 市では実施計画中の学校 運営協議会や地域学校協 働本部の設置実績が加味 されており、配当割合が 年々減少している状況で ある。このような国の方 針を間接的に強要される ような状況下では、各自 治体は地域の特性や自由 意思に基づいた事業展開 ができないため、当補助 金についての傾斜配当の 是正を求める。 また、コミュニティ・ス クールだけではなく、学 校評議員等の学校・地域 の連携構築に資する取組 を査定の上で加味してほ しい。	学校運営協議会の設置以外の方法で、学校と地域の連携を図っている自治体が査定の上で不利になり、十分な補助を受けられず、事業の実施に支障をきたす問題がある。	各自治体が地域の特性や自由意思に基づき、事業の展開が可能となる。	学校・家庭・ 地域連携協力 推進事業費補 助金交付要綱	文部科学省	熊本市

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
252	茨城県、前橋市、千葉市、豊橋市、春日井市、豊川市、新城市、京都市、徳島県、愛媛県、長崎市、宮崎市	<p>○放課後子ども教室や地域学校協働活動(学校支援)については、10年以上前から地域の実態に応じた形で事業に取り組み、子どもや学校、地域住民にとってなくてはならない存在になっているところも多くあるが、補助要件の追加により、仕組みを変更していかななくてはならず、地域の実態に馴染まないと感じる地域住民も存在する。</p> <p>令和2年度から、コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働活動推進員の配置が補助要件となったため、それまで長年、放課後子ども教室を実施していた3市町が、学校運営協議会設置検討に着手できないことを理由に、補助対象から外れることとなった。</p> <p>地教行法で定められている学校運営協議会の設置が要件のため、県立学校において地域と学校の連携・協働を進めているところにおいても、当補助金の対象にならず、国の他事業(地域との協働による高等学校教育改革推進事業)を活用している状況である。</p> <p>○令和2年度より、補助要件の設定として①コミュニティ・スクールの設置または導入に向けた具体的な計画があること②地域学校協働活動推進員の配置の両方の要件を満たすことが必要となった。①については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定する「学校運営協議会制度」とされているが、当市では同法第47条の5第7項の条文にある、いわゆる教員の人事に関する意見の部分に対して、当市独自の規則では「人事に関しては、教職員の構成及び配置に関する事項」として、同法の内容よりも人事に関する意見を制限している。昨年度までは、学校と地域が連携した事業については補助対象であったが、今年度より、同法に沿った「学校運営協議会制度」でなければ補助対象外となる可能性があることを課題としている。そのため、地域学校協働活動との一体的な推進を行うという目的が達成できる事業であれば、自治体独自の条例規則等による学校運営協議会制度も補助要件として認めていただくなど、柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p>○当市においては、現在、「学校運営協議会」を設置している学校はないものの、今年度中に、4校が設置を目指している。一方で、「寺子屋事業」を全ての学校で実施し、令和元年度は、放課後子ども教室を38校が行うなど、学校運営協議会の設置以外の学校でも、多くの学校で地域と連携した取組を行っている状況である。</p> <p>したがって、今後、学校運営協議会の設置以外の学校が、十分な補助を受けられず、実施に支障をきたす可能性がある。</p> <p>○当市では当補助金で「放課後子供教室」を実施しているが、国の示すCSを導入していないため平成31年度から補助金の減額査定を受けている。また、今年度から国の示すCS導入の検討が補助要件に加わったことで、今後の検討次第で翌年度以降の放課後子供教室推進事業を縮小せざるを得ない。</p>	<p>地域や学校を取り巻く課題が多様化・複雑化する中、地域と学校が連携・協働しながら、子供たちの成長を支えていくため、国としてコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を進めているところである。</p> <p>当該事業については、学校運営協議会を設置していなければ補助対象としないという趣旨のものではなく、学校運営協議会の設置に向けて、各教育委員会において検討を行っていただくことを要件としているところである。</p> <p>この要件自体は、地教行法第47条の5に規定されるとおり、各学校設置者である教育委員会が学校運営協議会の設置についての努力義務を負っていることにもとづいているものである。</p> <p>また、放課後子供教室も含めた地域学校協働活動を実施するにあたっては、地域と学校が連携・協働することが必要不可欠であることから、地域と学校の協議の場である学校運営協議会の設置について検討することは、活動を今後一層有意義にしていくために大変重要であると考えている。</p> <p>こうした考え方から、まずは各教育委員会において同法の趣旨に基づき、検討に着手いただくことを求めているものである。</p> <p>なお、地教行法においても学校運営協議会における教職員の任用に関する意見について、どのような事項を対象とするか教育委員会規則で定めることができることとしており、柔軟化を図っているところである。</p> <p>また、査定については、国としては本事業により実施すべき事業内容や達成すべき目標等がある中で、予算の範囲内においてそれらに合致する取組に対して本補助金を支出することが適当であると考えている。</p>

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
253	B 地方 に対する 規制緩和	教育・ 文化	学校統廃合に伴うへき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費(スクールバス委託料)の補助期間の延長等	現在、学校統廃合に伴うスクールバスの運行に係る国庫補助金については、補助期間が5年となっており、その後は地方交付税で措置されるため、補助期間を延長していただきたい。 また、学校統廃合は、地区毎にまとまって行われることになるため、補助対象者を現行の通学距離4キロ以上に限るのではなく、スクールバスを利用する地区全体の児童を対象としていただきたい。	学校統廃合から5年間が経過し、国庫補助がなくなることで、地方自治体の財政負担が大きくなる。その結果、スクールバスの台数や1日の発着回数の削減、児童生徒の下校時刻に合わせた運行の見直しなどの検討が必要となる。	今後、学校統廃合の増加が見込まれる中、補助期間を延長することで、対象となる地域のインセンティブとして十分に機能する財政的措置となる。	へき地児童生徒援助費補助金交付要綱	文部科学省	熊本市

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
253	宮城県、福島県、栃木県、柏市、横浜市、相模原市、愛知県、名古屋市、新城市、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市、広島市、徳島県、佐世保市	<p>○当県でも、スクールバスを使用し通学している児童がおり、通学距離4キロ未満の児童については補助対象とならず、各自治体の負担となっている。</p> <p>通学距離要件を緩和または撤廃することで、今まで補助対象外であった児童が補助対象となり、各自治体の財政的負担の低減に繋がるため、当県でも賛同する。</p> <p>○当県においても補助期間経過による負担増の事例が起きている。</p> <p>例えば、県内のA市では、補助期間経過により、令和元年度補助確定額32,210千円に比べ令和2年度の補助内定額は20,801千円(△11,409千円)となっており、その分がA市の財政負担となっている。</p> <p>現行制度では、A市は令和4年度・令和6年度には現在の補助対象についても補助期間経過となり、全額市負担となる見通しである。</p> <p>A市では他にも学校統廃合が予定されていることから、今後の負担も確実に重くなっていくと考えられる。</p> <p>また、補助対象者についても、小学校4km・中学校6kmに加え、小学校2-4km・中学校4-6kmに対して1/2を補助対象とするなど、地区内の児童に対して段階的な補助へと緩和していただきたい。</p> <p>○学校の統廃合について議論をしていく際に、廃校になる地区の児童生徒の登下校については必ず保障を求められるが、財源不足により継続的な確約ができず、議論が進まない現状がある。</p>	<p>スクールバスの運行経費については自治体の標準的な行政経費として地方交付税による措置が講じられているところであるが、学校統合によって新たに遠距離通学を余儀なくされる児童生徒に対しては、国としては、例外的な対応として通学支援を行うこととし、統合時の児童生徒が卒業するまでの最長5年間を限度として、スクールバスの運行経費の一部を補助しているところである。それ以降については、恒久的な財源として地方交付税が措置されることから、文部科学省においては、補助期間の延長は困難であると考えている。</p> <p>通学距離については、適正な学校規模の条件を義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条2項において、「通学距離が、小学校にあつてはおおむね4km以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6km以内であること。」と定めていることを踏まえ、児童生徒の通学距離が小学校で4km以上、中学校で6km以上とならざるを得ない場合においては、児童生徒の体力的・時間的な負担等に配慮し、へき地児童生徒援助費等補助金により、通学支援を行っているところであり、通学距離の要件の緩和については困難であると考えている。</p>

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管 ・関係府省	団体名
	区分	分野							
255	B 地方 に対する 規制緩和	教育・ 文化	GIGAスクール構 想の実現	学校における1人1台の 端末を活用した教育の確 実な実現に向け、自治体 の多様な導入方式を勘案 した仕組みとなるよう 「公立学校情報機器整備 費補助金」のうち、「公 立学校情報機器購入事 業」及び「公立学校情報 機器リース事業」につい て、Wi-Fi端末とLTE端 末の選択が可能となるよう 補助額を設定してほし い。	当市が導入しているLTE方式のタブレット端末は、Wi-Fi方式の場合に 必要となるネットワーク整備費が不要である一方、端末にモデムを搭 載するため約1.7万円増加し、通信費も必要となる。 現在のGIGAスクール構想の実現における端末の補助額(4.5万円)は Wi-Fiを想定したものであるため、LTE端末の導入には十分ではな い。	1人1台の整備において、各自治体が LTE方式のタブレット端末を選択するこ とで教室や学校内だけでなく、校外学習 や修学旅行等での活用が可能となる。ま た、不登校や病院内にいる児童生徒等 においても場所を選ばず使用することが でき教育効果が高い。さらに家庭への持ち 帰りの際でも家庭のネット環境に左右さ れることなく利用できる。 今般の新型コロナウイルスの影響で学校 が休校となった場合でも、LTEのタブ レット端末を持ち帰り、自宅のネット環 境の影響を受けることなく学校との遠隔 授業を受けることができる。	公立学校情報 機器整備費補 助金交付要綱	文部科学省	熊本市

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
255	旭川市、須賀川市、栃木県、前橋市、館林市、鎌倉市、新潟市、新城市、京都市、加古川市、佐世保市	<p>○当県においても、1人1台整備のタブレット端末は、校外学習、院内学級での利用、及び今後発生しうる臨時休業時に、タブレット端末の自宅への持ち帰りが想定され、家庭のWiFi環境に左右されることなく学習支援を行う必要があるため。</p> <p>○当市が導入するLTE方式の一人一台端末は、Wi-Fi方式の場合に必要なネットワーク整備費用が不要である一方、端末にSIMを搭載する必要があり、その費用に一台当たり6,500円が別途必要となる。</p> <p>○当市においても1人1台の整備においてLTE方式のタブレットを選択している。理由は熊本市と同じく郊外学習等での活用や、不登校児童生徒へ場所を選ばない学習環境の提供、さらに持ち帰りの際でも、各家庭のネット環境に左右されることなく遠隔授業や学習等に活用できるという点が挙がる。</p> <p>しかしながら、LTEに係る経費はGIGAスクール構想における補助対象となっていないため、市の財政に大きな負担をかけているのが現状である。ぜひとも補助対象としていただき、コロナ禍による新しい生活様式の中で始まる学校教育に対応したICT環境を、市の財政に多大な負担をかけることなく、維持していきたいと考える。</p> <p>○当市において、特別支援学校のみLTEで考えているが、LTE端末は、Wi-Fi方式の場合に必要なネットワーク整備費用が不要である一方、端末にモデムを搭載するため、費用が増加し、通信費用も必要となる。</p>	<p>文部科学省では、「GIGAスクール構想の実現」において、2度の補正予算で合計4,610億円を計上しており、1人1台端末の整備については、LTE対応を含むどのような端末でも4.5万円の一定額を補助することとしており、LTE対応端末のSIMカード等を整備する際には、家庭学習のための通信機器整備支援のための予算や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することも可能である。</p> <p>他方で、令和元年3月に行った自治体ピッチでは、各事業者より、今回の端末整備事業において予算の補助対象で構成される基本パッケージ等のメニューをご提示いただいております、この中にはLTE対応端末も含まれている。</p>